

改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）に対する意見公募（パブリックコメント）の結果について

令和●年●月●日
環境省環境再生・資源循環局

環境省では、改正浄化槽法の施行に向けた対応方針（案）について、令和元年 11 月 20 日から同年 12 月 10 日までの期間、御意見を募集したところ、計 3,619 件の御意見をいただきました。お寄せ頂いた御意見とそれに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表します。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜集約及び要約しております。

御意見をお寄せ頂きました皆様に御礼を申し上げます。

	主な意見の概要	意見に対する考え方
1. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置		
1	浄化槽は宅地内にあり、踏み込まないとわからない。設置届が出されていない無届浄化槽については、どのように把握するのか。	設置の届出がされていない浄化槽についても、管理情報（法定検査、保守点検、清掃）や協議会、報告徴収制度を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から、特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽をスクリーニングした上で、指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行い把握することが可能と考えております。
2	既存単独処理浄化槽への誤接合事例は多く、水質、臭気等周囲の環境に与える影響が大きい事例であるため、別紙 1、2 の判定の項目に配管の誤接合（雑排水、雨水等配管の流入配管への接続）を追加する事が望ましいと考える。	11 条検査の外観検査の内容として、設置状況も含まれており、その中で流入管渠及び放流管渠の設置状況についても確認することとしております。誤接続が確認された場合、都道府県から浄化槽管理者に対し必要な措置を講じるよう助言等を実施することが考えられます。
3	特定既存単独浄化槽の判断材料となるチェックシートの運用について、指定検査機関の職員と連携して立入調査を行うことが前提となっているが、指定検査機関に法律上何ら立入権限が付与されていない中で、立入検査との連携（同行）を求めることは、厳格で制限的な行政手続きであるべき立入検査の性質上、困難と考えられる。法的に立入検査権限を有するのは行政職員のためのため、行政担当職員でもチェックシートの内容が分かるようなマニュアルを予め作成いただきたい。	「特定既存単独処理浄化槽」の判定を行うためには専門的知識が必要であることから、立入検査について居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意頂いた場合には、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましいです。 なお、同意頂けなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検して頂いたときは、その結果から「特定既存単独処理浄化槽」の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」を実施して頂きたいと考えます。 また、行政職員向けのチェックシートの内容に示す事象に関する技術的資料についても作成して配布することを検討いたします。
4	指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うとあるが、指定検査機関には法的に立入権限がない。11 条検査の実施に併せて立入検査を実施すればよい。	11 条検査の実施の有無にかかわらず、立入検査に指定検査機関が同行することについて、あらかじめ居住者の承諾を得られた場合は、同行は可能です。
5	単独処理浄化槽の特定化にあたっては、11 条検査を受検していることを前提とする必要があり、事前の受検指導は重要な要素となるため、事前に行政が浄化槽管理者に対して 11 条検査の受検指導を行い、これに伴う指定検査機関による 11 検査結果の都道府県等への報告により特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握した上で指定検査機関の助言等を得て浄化槽の立入検査を行い把握するようにされたい。	ご指摘の通り 11 条検査の受検指導は重要であり、省令に基づく指針（「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン））にその旨記載します。
6	特定単独処理浄化槽の措置を講ずる際は、生活環境の保全や公衆衛生上の観点から、原則除却することとし、合併浄化槽への付け替えか下水道への切り替えを促進することが望ましいと考える。なお、補修・付帯設備交換での対応は、経済上の理由等やむを得ない場合に限定し、例外的な措置とすべきである。	特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、措置の実施に入る前の段階で単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への自主的な転換を進めることが重要ですが、強制的な命令として特定既存単独処理浄化槽に対する措置を実施するにあたって原則除却とするのは、過度な負担となるため適当ではありません。このため、「既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられて

		周辺環境への影響が懸念される場合は、除却を行い合併処理浄化槽への交換を措置として求めることが考えられます。一方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状の不適切な状態が限定的な場合は、浄化槽の補修や附帯設備の交換を措置として求めることが考えられる」と記述しています。
7	浄化槽管理者が特定既存単独処理浄化槽の補修を行うとした場合においても、除却の指導ができるのか。単なる補修では、生活雑排水は未処理のままである。	「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」については、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に応じて、補修や附帯設備の交換を行うか、除却を行うかを判定することになります。補修を行うことで特定既存単独処理浄化槽に対する必要な措置が講じられたとみなせる場合に、改正法の規定に基づき除却の指導を行うことは過度な負担となるため適切ではないと考えます。 一方で、特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への自主的な転換を進めることが重要であることから、予算制度を活用して転換を進めるように取り組みます。
8	「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）（案）（技術的事項の抜粋）中の ○周辺環境への影響の「放流水質等の規制」の参考となる事項の記載について「条例により・・・規制等があり、これに違反（超過）している場合」とすべき。 ○「井戸の設置状況」とあるが、浄化槽周辺とは、どの程度の距離を想定しているか記載すべき。なお、飲用水として問題ない場合でも、項目として入れるのには、問題がある。また、飲用水としての使用を、井戸から水道等に切り替える指導を行えば、こと足りると考えるが如何か。 ○除却の措置の判断として、2つのケースが例示され、その中で、いずれも、「「3周辺環境への影響」に1つでも該当」となっているが、「放流水質等の規制」と「井戸の設置状況」については、当てはめることができないと考える。	○放流水質等の規制がある地域に単独処理浄化槽が設置されている場合、周辺環境に及ぼす影響が大きいと考えられるため、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなります。このため、「条例により単独処理浄化槽に対する規制や生活排水の排出に対する規制等がある」と記述しております。 ○距離については個別の事例ごとに判断する必要があることから記載していません。また、単独処理浄化槽が設置されていてその単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況に何らかの支障がある場合において、その浄化槽の周辺に飲用水を含めた井戸が存在する場合において影響が深刻になるおそれがあります。この場合において、水道等に切り替える指導を行うことは適切と考えますが、その切り替えが実際に行われているかどうかの確認が難しい場合もあると考えられるため、原文のとおりとさせていただきます。 ○「放流水質等の規制」と「井戸の設置状況」についても、周辺環境に及ぼす影響が大きいと考えられる項目であり、除却の措置の判断項目として記述しております。
9	浄化槽から汚水が漏水している場合は、槽内水位の高低にかかわらず、未処理、未消毒の汚水が槽外に排出されているので、「(槽内水位が所定位置より大幅に低下)」を削除されたい。	ご指摘の「槽内水位が所定位置より大幅に低下」は、漏水が生じているか否かを判断するための事象として記載しております。なお、浄化槽から汚水が漏水し、未処理、未消毒の汚水が槽外に排出されている場合は、重要項目「(イ) 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況」に該当すると考えられます。
10	浄化槽の構造基準及び浄化槽法において浄化槽の水質基準はBODで定められている。透視度で判断することは不適切ではないか？やはりBOD値を判断基準とすべきではないか。	周辺環境への影響をみるうえでBODの情報は重要です。透視度はその場で測定が可能であり、周辺環境への影響を速やかに判断するうえで優れています。このため、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改訂版）に記述されている「透視度」を判定基準としております。
11	特定既存単独処理浄化槽の判断を行う上で、法定検査が年1回受検させることで問題のある浄化槽を把握するのであれば、毎年の検査結果に基づいて判断をすればよい。過去の補修実績や構造基準により将来的な悪化の可能性を含む必要はなく。④参考となる情報は削除願いたい。	過去に補修実績がある単独処理浄化槽や旧構造基準の単独処理浄化槽は、本体がすでに劣化して部材の強度が低下していることにより破損、変形、漏水等が再発することにより、周辺環境への影響が懸念する事態になり緊急性が高まることがあります。 このことから、「④参考となる情報」は、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置」を判定するにあたり、既存単独処理浄化槽の継続による単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の将来的な悪化の可能性を考慮するために必要な項目として記載しております。
12	1. 重要項目に該当する単独浄化槽は、本来の機能を有しているとは明らかにいえない状況である。重要項目に該当する既存単独処理浄化槽は、その他の項目、周辺への影響の状況を鑑みずの特	「特定既存単独処理浄化槽」は、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められた単独処理浄化槽と定義されており、単独処理浄化槽の外

	定既存単独浄化槽と判断すべき。	形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判断されるべきものであると考えます。このため、重要項目に該当する単独処理浄化槽であっても周辺環境への影響がない場合については、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあるとは認められず、特定既存単独処理浄化槽と判定することには慎重になる必要があると考えます。
13	浄化槽及び設備の劣化状況は設置環境や管理状態等により大きく変わると思われる。構造基準の新旧にかかわらず、問題のある単独処理浄化槽はすべて特定既存単独処理浄化槽の対象とすべきである。よって切迫性の考え方から、旧構造基準に基づくものを削除願いたい。	指針〔別紙2〕 1. 重要項目「(イ) 浄化槽本体の著しい破損又は変形、漏水の状況」で示した「切迫性の考え方」は、切迫性が高いと判断される事象を例示したものです。旧構造基準の単独処理浄化槽については、耐用年数を経過したものもあり、腐食や亀裂が確認された場合は、周辺環境への悪影響や危険性等についての切迫性が高いと考えられます。なお、構造基準の新旧にかかわらず、漏水が認められる場合は、周辺環境への悪影響についての切迫性が高いと考えられます。
14	費用を度外視すれば同等の部品の入手が不可能ということはないのではないか。補修不能の判断を行うことは難しいため、補修にかかる費用が大（合併浄化槽への転換費用を超える可能性があり）か小で判断すれば良いと考える。よって措置の考え方に補修不能と記載あるものは再考願いたい。	部品が入手不可能（メーカーが製造中止・在庫の保有をしていない）な場合は「補修不能」と考えられるため、原案は適切と考えます。
15	周辺環境への懸念を考慮し、湖沼水質保全特別措置法および水質汚濁防止法に基づく「指定地域」において、特定単独処理浄化槽の措置を優先的に行うことが望ましいと考える。なお、単独処理浄化槽が井戸等に近接しているケースは、現時点では正確な情報が少なく、今後の台帳整備の過程等で優先的に情報収集するべきである。	湖沼水質保全特別措置法および水質汚濁防止法に基づく「指定地域」に設置されている単独処理浄化槽をスクリーニングした上で、優先的に特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し必要な措置をとるよう助言等を実施することも考えられます。 また、井戸の設置状況については衛生部局とも連携し、台帳に反映することが望ましいと考えます。
16	特定単独処理浄化槽の措置を講ずる場合、指定検査機関は法定検査結果や技術情報を行政側に提供して行くことになると考えられるが、行政側から技術的専門事項に関する意見を求められることも多く、これまでの行政側に判断材料となる法定検査結果を提供するという立場から、一歩踏み込んだ特定単独処理浄化槽の判断権限のようなものを持たせてもらえたら、今回の法改正における特定単独処理浄化槽の対応がより効率的になって行くと考える。	今後の検討課題とさせていただきます。
2. 浄化槽処理促進区域の指定		
1	汚水未処理地域を早期に解消することが目的であることと人口減少や高齢化による戸数減少や管路埋設の処理コストを考えると「下水道計画区域あるいは予定区域であっても、下水道による処理が当分の間、行われないか未定の区域は、下水道計画区域から浄化槽処理促進区域に計画変更し早期に整備する。」としていただきたい。	平成 26 年に国土交通省、農林水産省、環境省の関係 3 省で「汚水処理施設に関する都道府県構想策定のためのマニュアル」を策定し、今後 10 年程度を目標に汚水処理未普及地域が解消するよう取り組んでおります。現在、各都道府県においてマニュアルに基づく汚水処理施設の計画の見直しが進められております。このため、対応方針（案）は、「「都道府県構想において浄化槽整備区域に該当する地域」と「浄化槽処理促進区域」について整合を図ること」と記述しています。
2	浄化槽処理促進区域について、現状の下水処理区域との線引きなどを見ると、市町村が合理性のある線引きをできるか疑問がある。県との協議においては、県の処理構想と市町村が指定する浄化槽処理促進区域の整合性を見るだけでなく、市町村が行う線引きについて県が一定の関与をして欲しい。そのためにも、協議に関する県の関与についてルール化するなど御検討頂きたい。	対応方針（案）において、「市町村は、区域指定に当たって都道府県構想と整合を図るよう行う」と記述しています。 都道府県構想は、都道府県が主体となり市町村と連携して策定しておりますため、都道府県が一定の関与をしております。
3. 公共浄化槽制度の創設		
1	浄化槽の優位性は分散設置にある為、公共浄化槽における浄化槽整備手法については、各戸設置型浄化槽（1 戸に 1 基の浄化槽を設置）を基本として汚水処理未普及解消に努めるべきではないか。	浄化槽は、分散型汚水処理施設であり、公共浄化槽の整備手法は各戸設置が基本であることについては対応方針において示します。 一方で、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理の方が望ましい地域においては、共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を 1 基の浄化槽で処理するもの。）も組み合わせて柔軟に整備を進め、汚水処理未普及解消に努めるよう地方公共団体に周知いたします。 なお、令和元年度より、共同浄化槽（複数戸の家屋の汚水を 1 基の浄化槽で処理するもの）の整備について、循環型社会形成推進交付金の対象としており、共同浄化槽に接続するための流入管工事費へ

		の助成について、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の費用差額相当の金額を想定した上限額を設けております。このような交付金制度であることを踏まえ、自然的社会的経済的観点から、各戸設置型浄化槽で整備すべきエリアにおいては、各戸設置の浄化槽整備を行うことも併せて周知いたします。
2	共同浄化槽とした場合、災害が起きた際に管路の破損が懸念される。従って浄化槽においては「家屋1軒につき必ず1基の浄化槽を設置すること」を徹底されたい。	共同浄化槽は、狭小家屋が密集する等の地域特性から複数戸の汚水をまとめて処理する方が望ましい地域で整備することを想定しています。浄化槽は、管渠が短く地震等への災害対応力があることが特長の一つにあります。共同浄化槽においても、比較的短い距離を管渠で繋ぐ小規模な設備でもあるため早期に復旧できると考えます。
3	公共浄化槽制度の創設に関して、現在、下水道が整備されている地域でも、災害時の減災等を考慮し、共同浄化槽又は各戸設置浄化槽に変更できるようにして戴きたい。	法第2条第1の2項において、公共浄化槽は「浄化槽処理促進区域（下水道法第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域を除く。）に存する浄化槽のうち、第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が管理するもの及び第12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽」と規定されています。このため、下水道が整備されている地域では、公共浄化槽による浄化槽整備はできません。
4	対応方針（案）では、「法第12条の6の規定は、既設浄化槽の寄付、寄贈に伴い、所有権が市町村に移るものと、管理組合等が設置した浄化槽を所有権は移さずに市町村が管理する場合が想定される」とされているが、浄化槽は土地に附合する可能性があり、土地の一部の所有権移転につき疑義があること、また将来、土地の特定承継人から浄化槽の撤去請求を受ける可能性があることより「法第12条の6の規定は、既設浄化槽を市町村が管理する場合が想定される。」と修正されたい。	土地の一部の所有権移転時や土地の特定承継人との公共浄化槽の取扱については、市町村と浄化槽管理者との間で取り決めを交わすべきことかと考えられます。 対応方針（案）においては、原文のとおりとさせていただきます。
4. 使用の休止の届出の創設		
1	再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましいとあるが、休止時には清掃を行い消毒剤を撤去させている状態であるから、再開時には必ず保守点検を実施し、消毒剤を入れさせることを義務付けるべきではないか。浄化槽管理者が自分で消毒剤を設置できるとは考えられず、保守点検業者に依頼しないと出来ないし、浄化槽管理者がそのことを知らない事も十分に考えられる。使用再開の届出様式には、直前の保守点検を行った者が、使用再開に伴う保守点検作業を実施した証明欄を設けることが望ましい。	休止届を届け出てから使用を再開するまでの間は保守点検が免除されますが、再開に際して、使用開始直前の保守点検を実施することが望ましいことから、保守点検を実施した場合には、法第10条第1項に基づく保守点検とみなすこととしております。
2	休止の届出をする際は、廃止届を提出する必要があるか。また、再開の届出時には、使用開始報告書も必要であるか。	休止の届出をする際には、廃止届出の提出は不要です。また、再開の届出時にも使用開始報告書は不要です。使用の廃止の届出は、浄化槽の設置状況の確実な把握を図ることを目的とすることから、浄化槽を廃止する際に届出する必要があります。
3	法定検査について、前年の10月に実施し、8月に売却される場合は、法定検査は免除されるのか、或いは8月の時点で検査することになるのか。	休止届を届け出てから使用を再開するまでの間は法定検査が免除されます。
4	浄化槽の使用の休止を行う場合において、必要とされる清掃作業内容が通常の清掃とは異なることから、休止を行う予定の浄化槽管理者から、清掃を実施する清掃業者へ、適切に浄化槽を休止する旨の連絡がなされる制度でなければならない。 休止届に直接清掃業者が、休止に伴う清掃作業を実施した証明欄を設けることが望ましい。	対応方針（案）に記述しているとおり、省令において、休止の届出には清掃の記録を添付することとしております。
5	休止届について、休止届を出した後、再開届を出さずに浄化槽の使用を再開する者が出てくるのではないかと。どうやって本当に休止していることを確認するのか。休止の期間を決めて、期間が経過した浄化槽については現地調査をする方法など、御検討頂きたい。	浄化槽台帳を活用して、再開の予定年月日を経過した浄化槽については、都道府県により使用の状況を確認されるのが望ましいと考えます。 なお、再開届を出さずに浄化槽の使用を再開した場合は、法第68条第2号に基づき過料に処せられます。
5. 浄化槽台帳整備		
1	清掃記録票の項目に清掃前の点検として下記の項目を省令において付加されたい。	改正法の趣旨からすると、浄化槽台帳の整備項目は、浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理

	【水質測定項目】 ・ 1 次処理装置 1 室（スカム厚、堆積汚泥厚） ・ 1 次処理装置 2 室（スカム厚、堆積汚泥厚、流出水透視度） ・ 2 次処理装置（堆積汚泥厚、水温） ・ 処理水質（透視度、pH） ・ 実使用人員、水道使用量、日平均の水量 ・ これらを清掃前の測定項目から一年間遡って経時的に見ることができる物（保守点検、法定検査、清掃） 【申し送り事項】 ・ 保守点検との申し送り事項 ・ 法定検査との申し送り事項	の実施による良好な放流水質の確保の観点から定めることとしています。 清掃に関する台帳の記載項目として、省令では、清掃の実施状況を定めることといたします。この清掃の実施状況には、清掃記録が含まれます。 清掃前点検の水質関連情報は、特定既存単独処理浄化槽の把握、IoT 等の浄化槽技術の進展への活用や適切な汚泥等の引き抜き等、有益な情報であることから、清掃前点検の水質関連情報がある場合は台帳に記載することは望ましく、清掃記録には清掃前点検による臭気や透視度、堆積汚泥厚、スカム厚等の水質関連情報を含めることを周知します。 また、浄化槽台帳については、将来のビッグデータの活用も念頭にできるだけ統一的に整備されるよう努めます。
2	浄化槽の適正な維持管理状況を把握するためには、浄化槽台帳の整備が必要であるが、実際には浄化槽台帳に登録される内容は日々変化していく。生活環境の保全及び公衆衛生上の観点からも、指導を行う行政と行政指導の基となる法定検査を実施する指定検査機関とは、各種届出情報、法定検査結果を含む維持管理情報を相互に把握する必要がある。浄化槽台帳情報は指定検査機関に対し情報提供ができるように明示すべきである。	浄化槽台帳情報は個人情報に該当することから、その情報提供については各地方公共団体の個人情報保護条例に沿った対応を行う必要がありますが、一般的には、浄化槽による汚水の適正な処理の促進という目的内の利用として都道府県から指定検査機関への提供が可能と思われます。 地方公共団体によっては、既存の台帳情報を指定検査機関に提供するにあたって本人同意や答申を求めている地方公共団体もあることから、各地方公共団体におけるこれまでの扱いを確認される必要があります。
3	浄化槽台帳整備の目的は、あくまでも受検率の向上や浄化槽整備の促進であるため、住所や氏名、浄化槽の処理方式等届出事項は必要としても、維持管理状況などは必ずしも台帳の記載事項として網羅する必要はなく、隣家からの苦情や公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れがある状態等、必要に迫られた場合に情報の提供が受けられるシステムを構築すれば本来の目的は達成されるのではないかと。また、維持管理状況のほとんどは活用されることがないと思料され、不必要な業務に時間を割くとすれば浄化槽管理者へ対する指導等が実施できず、本来の目的を達成できないため、整備項目はあくまでも望ましいものとして示すべきである。	対応方針（案）に記述しているとおり、浄化槽の設置情報の把握のみならず適切な管理の実施による良好な放流水質の確保の観点から、浄化槽台帳の整備事項を定めております。
6. 協議会		
1	市町村が協議会を組織する場合、浄化槽の専門家が参加しないまま組織されると、法目的から外れた協議会となる恐れがあるため、管内の浄化槽等の関係団体や県内の浄化槽工事業者、保守点検清掃業者等が加盟する各都道府県の浄化槽団体及び指定検査機関との協議を義務付けるべきではないかと。	対応方針（案）に記述している「浄化槽等の関係団体」には、浄化槽工事業者、保守点検清掃業者等が加盟する各都道府県の浄化槽団体及び指定検査機関も含まれますので、原案の通りとさせていただきます。 なお、協議会では、浄化槽法の目的や趣旨にあったものについて協議がなされるように、環境省としても必要な助言をして参ります。
2	浄化槽業界は、製造、施工、保守点検、清掃、法定検査など様々な立場の機関で構成され、なおかつその構成員も多いことから、協議会の組織構成に当たっては、多様な意見が反映され業界と行政が緊密な連携を図りながら浄化槽法の目的である「公共用水域等の水質の保全等」が達成されるよう、地方自治体に対する指導に御配慮いただきたい。	協議会については、地域の実情に応じた組織構成となるよう地方公共団体が管内の浄化槽等の関係団体と協議することと思われますが、多様な意見が反映され浄化槽法の目的である「公共用水域等の水質の保全等」が達成されるよう、環境省としても必要な助言をして参ります。
3	改正浄化槽法第 54 条に基づき設置される「協議会」においては、その編成や活動に実効性を持たせるため、各都道府県の強いリーダーシップを希望します。	地方公共団体が実効性のある協議会を運営できるよう、環境省としても必要な助言をして参ります。
7. 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保		
1	登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保をさせるのは、保守点検業者の義務となるのか。都道府県の義務となるのか。	都道府県が、保守点検を業とする者の登録に関する条例において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにする必要があります。なお、研修の機会については、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者に機会が確保さ

		れることが望ましいです。
2	保守点検業の登録は各都道府県市で更新という考えではなく、期限満了後新規の登録の扱いで行っていると思われる。対応方針（案）では、浄化槽管理士の研修の受講証明書等を添付書類として求めることを例として挙げられているが、「新規登録」の際に過去の証明書を添付しても、研修の機会が確保されているとは認められないのではないか。	対応方針（案）で記述しているとおり、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者に研修の機会が確保されることが望ましいと考えております。このため、都道府県が定める「条例における措置の方法」としては、「保守点検業者の登録の要件に、浄化槽管理士の研修受検を要件とすること（登録の申請書の添付書類として浄化槽管理士の研修の受講証明書等を求める等）」ことや「登録の申請書に登録の有効期間における研修計画を記載させる」こと、「登録の有効期間ごとに1回以上の受講を義務づける」、「浄化槽管理士証に研修の受講年月日を記載する」こと等が考えられます。保守点検業の条例に基づく研修制度であることから、措置の内容は条例に委ねられますが、証明書の有効期限を附すことも考えられます。
3	研修内容のうち、全国統一的に講習すべき事項については、環境省においてその事項を定めていただきたい。全国統一的に講習すべき事項＝特定のテキストを使うことにすると、受講者にテキスト代の負担がかかり、結果として、浄化槽管理士の研修の機会を少なくすることにつながると考える。	全国統一的に講習すべき事項については、「浄化槽行政の動向」、「浄化槽の構造と機能」、「浄化槽の保守点検と清掃」と記述しております。改正法の趣旨からすると、一定のレベルの教材を用いた講習により浄化槽管理士の質の確保を目指す必要があることから、全国統一的な事項の教材を活用して頂くことが望ましいものの、県等で作成される教材を活用して頂くことでも差し支えありません。
4	研修は各都道府県の保守点検業の条例に基づく研修制度であることから、研修時間や具体的な研修内容等は都道府県が地域の実情に即して定めることとすべきである。	ご指摘のとおり、研修時間や具体的な研修内容等は都道府県が地域の実情に即して定めるべきことと考えております。
5	浄化槽管理士の研修の機会の確保について、会社には浄化槽管理士資格を持っているが汲み取り等に従事している者もいる。このような者も含めて全員に研修を受講させるのであれば、受講期間については考慮して頂きたい。例えば3年なら年2回の講習会や、5年間での受講など御検討頂きたい。テキストも例えば3年や5年で大幅に変更があるとは思われないので、同じものを使用するなら安価にできるのではないかと御検討頂きたい。 研修を受けさせる義務を努力義務にはしないで欲しい。そうしないと浄化槽管理士は取りっ放しの資格になってしまう。 また、努力義務だと、研修を受けさせないところも出るのではないかと。業界全体の信頼に影響してしまうので御検討頂きたい。	対応方針（案）に記載しているとおり、改正法の趣旨からすると、保守点検を業とする者の登録に関する条例において、登録する保守点検業者に設置する浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確実になされるようにすること、また、保守点検業者に従事する浄化槽管理士の資格を所有する全ての者の研修の機会が確保されることが望ましいと考えられます。保守点検業の条例に基づく研修制度であることから、受講期間については条例に委ねられますが、登録の有効期間ごとに1回以上の受講を義務とされることが考えられます。
6	浄化槽管理士に対して研修の受講を義務付けるということは、国家資格である浄化槽管理士資格を有し、必要な器具等を備え付けていたとしても、知識が十分でないことをもって保守点検業ができないということであり、資格の正当性がないと判断しているものと同義である。資格を得る以上に研修において身につけるべき知識があるとすれば、本来は資格を付与している機関において研修を実施すべきものであり、都道府県における業の登録要件等にすべきではない（なお、地域の実情における浄化槽の情報については、これまでも定期的に開催する説明会等により周知している）。	浄化槽については、処理性能の向上、コンパクト化に伴う技術の高度化が進み、維持管理についても新たな技術や実務上の技術の習得が必要であり、進歩する技術に対応して定期的に研修を実施する必要があることから、改正法では、保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されています。なお、研修については一定の質を確保されることが望ましく、ご指摘の浄化槽管理士の国家資格の指定機関である公益財団法人日本環境整備教育センターに対して協力するよう要請しています。
8. その他		
1	（おわりに） 「指定検査機関においては法定検査の受検率を高めるために都道府県や地方関係団体と連携して体制の整備を行う必要がある。」 浄化槽法の規定では受検拒否者指導等による受検率を高める主体は行政ではないか。 また、指定検査機関において体制の整備を行う必要があるとは具体的にどのような整備を想定しているのか。	ご指摘のとおり、法定検査の受検率を高める主体は行政にあります。ご指摘を踏まえ修正いたします。
2	（おわりに） 「加えて、指定検査機関に従事する検査員が、都道府県職員と連携して、特定既存単独処理浄化槽	特定既存単独処理浄化槽の把握をする主体は行政にありますので、ご指摘を踏まえ修正いたします。

	の把握を現場で実際に行うことになる。検査員は、」 について修正が必要でないか。 —修正文案— 都道府県職員が、指定検査機関に従事する検査員の助言等を得て、特定既存単独処理浄化槽の把握 を現場で行うことになる。都道府県職員は	
--	---	--

- その他、浄化槽に関する意見として、以下の御意見がありました。
- ・法定検査受検率を向上させるために、検査員の体制強化を図るべき
 - ・法定検査を受けない者には厳罰を課して欲しい。都道府県知事主導のようですが、市長や市役所員は協力してくれないため、市町村長に指導しなければならない等、法令に明記して欲しい
 - ・浄化槽台帳整備に関する補助金・人件費の要望
 - ・浄化槽台帳についてもブロックチェーン技術の採用について検討して頂きたい
 - ・特定既存単独処理浄化槽の除却指導の事務に関する財政支援制度を設けて頂きたい
 - ・特定既存単独処理浄化槽には、別途合併浄化槽への転換措置を実施する場合に限り、十分な財政支援制度を設けて頂きたい
 - ・特定既存単独処理浄化槽について、設置している住民様が浄化槽に対する意識が薄いため、もっと住民様に対する理解を深めて頂きたい
 - ・通常使用の浄化槽の清掃の回数に関しても浄化槽の規格や使用様態等に応じて、個別に判断することを認めて頂きたい
 - ・浄化槽の使用の再開について、法第 11 条第 1 項の法定検査も使用を再開してから 3 か月から 8 か月の間に実施すべき
 - ・休止前からの維持管理料金や法定検査料金の未払い、休止前の最終の汲み取り等未払いがある場合、どのようにするのもかも御検討頂きたい